

PKO参加五原則

- ① 紛争当事者間の停戦の合意
- ② 日本の参加に対する紛争当事者受入国の同意
- ③ 当該PKOの中立的な立場の厳守
- ④ 上記①～③のいずれかの原則が満たされない状況が生じた場合の業務の中断、要員・部隊の撤収。
- ⑤ 要員の生命等の保護のための必要最小限の武器（小火器）の使用

南スーダンで 戦闘行為

自衛隊を戦場へ送るな！

自衛隊がPKO活動を行っている南スーダンでは、大統領派と副大統領派の戦闘が続く内戦状態にあります。安保法制の成立で自衛隊に新たな任務として「駆けつけ警護」が加わり、自衛隊員が「殺し殺される」事態を招きかねません。

安保法制 (戦争法)の 具体化

今年三月に施行された安保法制（戦争法）は、次の四つの仕組みで、自衛隊が海外で武力行使できるようにする法制です。

- ① 「戦闘地域」での米軍等への兵たん支援
- ② 戦乱が続く地域でのPKO（国連平和維持活動）等治安活動
- ③ 地球のどこでも米軍を守るために武器使用
- ④ 集団的自衛権の行使

この中でいま大きな焦点のひとつが②の南スーダンにPKOに派兵されている自衛隊に、駆けつけ警護（別表参照）などの新任務を命じようとしていることです。

南スーダンは 内戦状態です

自衛隊がPKOに参加するには「五原則」（別表参照）が前提です。

しかし、南スーダンの現状はどうでしょうか。13年末からキール大統領派とマーシャル副大統領派が武力対立する内戦状態です。停戦合意は何度も結ばれたもののすぐ破綻。今年7月にまた首都ジュバで戦闘が起これり300人以上が死亡しました。戦闘は9日以降、PKO

駆けつけ警護(朝日新聞より)

海外に派遣されている自衛隊が、部隊のいる場所から離れた所で危険にさらされているPKO要員や日本人も含むNGOスタッフのもとに赴いて防護する任務。現場に向かう経路に妨害者がいれば、銃を構えて威嚇したり空に向かって撃って警告したりできる。相手の体に命中させる射撃は正当防衛などの場合に限られている。

従来、海外での武器使用は、隊員や近くにいる仲間を守る場合に限られ、駆けつけ警護はその範囲を超えるため認められていなかった。

今年3月に施行された安全保障関連法で任務に認められ、それに伴う武器使用も可能になった。

の本部や避難民施設に拡大しました。キール大統領の政府軍は武装ヘリや戦車を動員して避難民や国連部隊を砲撃しました。

さらに、アメリカ議会調査局の9月の報告は南スーダンの現状を「戦争」と表現しています。

殺し 殺される戦闘

南スーダンは今、本来自衛隊が撤退すべき事態です。そのような状況下で自衛隊に新たな任務「駆けつけ警護」を加えればどうでしょう。まさに、「殺し殺される戦闘」をくりひるげ、そんな事態が起これりかねないのです。

敵味方の 区別もない

元自衛官の訴え

私は昨年まで北海道の戦車部隊で弾薬補給等の任務に就いていました。南スーダンでの駆けつけ警護に行く自衛隊が現場に行つて民間人を救出するというのは、自衛隊の能力を超えたものです。相手は正規軍だろうが、反政府軍だろうが、わからないです。まず、敵味方の区別がつかません。戦車で打ち合っていた場面をテレビで見っていたが、プロの僕から見てもわかりにくい。軍服を着ていない人も軍隊なのか、民間人なのかわからない。撃った相手が民間人だった場合、とりかえしがつかない。撃った隊員の処遇はどうなるのでしょうか？

自衛隊は憲法9条のもとで、専守防衛で戦後70年間、武器を持って他国の人を殺していない。でも、駆けつけ警護は必ず殺すことになる。その最初の自衛隊員が青森の地から行く人間です。自衛隊の歴史上、そして日本の戦後の歴史において初めて武力行使を行う汚名を彼らにきせちゃいけない。【平和大会での発言】

「戦争法」発動反対。子どもたちや自衛隊員を戦場に送るな。